

## 第 33 期目録委員会記録 No.22

### 第 22 回委員会

日時：2013 年 3 月 23 日（土）14 時～17 時 15 分

場所：日本図書館協会

出席者：原井委員長、木下、河野、佐藤、平田、古川、本多、渡邊

資料提出：村上

<事務局>磯部

#### [配布資料]

1. 第Ⅱ部 ユニット H 形態事項（素案）（16 ページ-A4、村上委員）
2. 第Ⅱ部 ユニット B 資料種別（12 ページ-A4、佐藤委員）
3. 資料種別付録（3 ページ-A4、佐藤委員）
4. 第Ⅱ部 ユニット A 識別子および入手条件に関する事項（13 ページ-A4、佐藤委員）
5. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット D タイトル（基礎レベル）（29 ページ、河野委員）
6. 第Ⅲ部ユニット G およびユニット H（2012 年度案）（10 ページ-A4、古川委員）
7. 第Ⅲ部ユニット J 団体に関する AAP（2012 年度案）（7 ページ-A4、古川委員）
8. 第Ⅳ部（関連）構成案（2013.3）（4 ページ-A4、渡邊委員）
9. RDA<付録 K>関連指示子（Relationship Designator）検討表（2 ページ-A4、渡邊委員）
10. 典拠の属性 著作（8 ページ-A4、村上委員）
11. 典拠の属性 表現形（6 ページ-A4、村上委員）
12. 用語表現検討リスト（4 ページ-A4、鴫田委員）
13. 第 33 期目録委員会記録 No.20（5 ページ-A4、事務局）
14. 第 33 期目録委員会記録 No.21（案）（4 ページ-A4、事務局）

#### [報告事項ほか]

1. 記事録の確認

第 20 回記録（資料 13）および第 21 回記録（案）（資料 14）に対して、若干の修正を行った。

#### [検討事項]

1. NCR の改訂について

##### (1) 形態事項（資料 1）

- ・ 「map」を「地図」、「cartographic」を「地図資料」と考え、H.1.2.2 の特定表現種別としての「地図」は「地図資料」とする。地図資料の種類のひとつとして挙げられて

いる「地図」は「地圖」のままとする。

- H.1.2.4の「静止画」は「静止画像」とする。
- 「H1.2.4 参照」が項番の変更に対応していないので、修正する。
- H.16.2.3の「転送速度」は「ビットレート」に変更せず、このままとする。
- 「録音特性」などの「～特性」には、この前に「の」を入れて、「録音の特性」のようにする。
- 「ビデオテープリール」の「リール」は英単語として分かれているか否かにより、「ビデオテープ・リール」または「ビデオテープリール」にする。
- 複数のキャリア種別からなる場合の記録方法については、ISBDを参照して再度検討する。
- マイクロ資料の世代の用語リストは、とりあえず五十音順にする。
- 特殊な再生の特性の用語リストは、とりあえずRADに合わせる。
- H13.2.8など今後新しい技術があり得るような場合は、「以下の用語を使用する。」に続けて「以下の中に適切な用語がない場合は、・・・」のように、他の用語も使えるようにする。文章についてはRDAを参考にしながら検討する。
- 「[kpbs]」は単位が変わる可能性があるので、「[kpbs] など」とする
- カッコ（「」）を使って用語を列挙する場合、現在のNCRでは間に読点（、）を入れない形式に統一してある。今後、間に読点を入れるかどうか検討する。
- 「KB（キロバイト）」は「KB」とする。単位について説明が必要であれば、付録などで説明する。

## (2) 資料種別（資料2）

- 構成は変わる可能性があるので、項番は現状で割り当てられた番号を使い、検討の段階では振り直さない。
- 目次と本文の番号付けは、レベルによって字下げしない。
- 列挙する際は基本的に五十音順で排列し、「複合表現資料」「機器不用」などは最後に置く。長音、中黒は取って排列する。
- 「コアエレメント」は「コア・エレメント」にする。

## (3) 識別子（資料4）

- 識別子は第Ⅱ部のままにする。
- 1.4.2.2の「文書資料」はとりあえずそのままとし、定義（特に「書写資料」との違い）を明確にし、用語を決定する。
- 番号付けの最後の点は付けない。「1.2.」ではなく、「1.2」のようにする。

## (4) タイトル（資料5）

- ・ 「キイ・タイトル」は「キー・タイトル」にする。
- ・ 本文の言語は表現形の要素とする。他のエリアで規定できない要素（本文の言語、要旨、利用対象など）は、とりあえず注記のエリアで要素化する。
- ・ タイトルの言語は要素としない方向で検討する。
- ・ 再現不能の文字、記号は表現形の要素または注記の要素とし、転記の原則の例外として考える。ただし、タイトルと責任表示に関しては例外とし、タイトルに関する注記、責任表示に関する注記として規定する。
- ・ 読みは典拠形アクセスポイントのみに入れるという考え方もある。記述の部分は読みとは無縁と考えてはどうか？
- ・ 読みを示すルビがあるときには、本タイトルは（）なしで記録し、異形タイトルに（ルビ）で記録するようにする。
- ・ 「ルビ」という用語を他に置きかえられないか検討する。「ルビ」を使うなら用語定義をする。
- ・ 所定の情報源に表示されている別言語のタイトルは並列タイトルとして規定し、本文と関係のない飾りのタイトルは省略する別法を規定する。
- ・ 記録の方法に関しては、「記録を転記する」として、記述総則で転記の方法について規定する方法もある。
- ・ イニシアルや頭字語の完全形をタイトル関連情報とするのは録音資料限定の規定とはせず、どのような場合にタイトル関連情報となるのかを検討する。
- ・ 「イニシアル」は「イニシャル」にする。
- ・ 長いタイトル関連情報の規定は削除する。
- ・ 先行タイトル、後続タイトルの説明を範囲の規定に追加する。

次回以降の委員会の予定

4月20日（土）、5月18日（土）、6月22日（土）

以上